

令和7年度

秋田市任期付職員選考採用試験 受験案内書 【任期付職員（情報発信）】

秋田市が求める職員像

「市民・地域・組織にとって価値ある職員」

魅力あふれるまちづくりを実現するため、市民・地域・組織にとっての「価値」を常に考え、追求し、高めることのできる職員

- 受付期間 令和7年12月23日(火)午前9時から令和8年1月30日(金)午後5時まで
- 申込み方法 インターネット(電子申請)により申し込んでください。

次のURLから「受験申込みについて」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、受付期間中に申込み手続きを行ってください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046376.html>

※電子申請サービスのリンクは、令和7年12月23日(火)午前9時に公開予定です。

問い合わせ先	秋田市総務部人事課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 TEL 018-888-5429 E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp
--------	---

1 職務内容等

募集分野	採用予定数	職務内容
情報発信	若干名	マスメディア・WEB・SNS・ソーシャルメディアを活用した情報発信・シティプロモーション等

2 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※任期については、採用された日から最長5年まで延長する場合があります。

3 受験資格

次の要件を全て満たすかた

- (1) 平成20年4月1日までに生まれたかた
- (2) シティプロモーションに関する見識があり、秋田市の業務に強い関心を有するかた
- (3) 多様なSNS等を活用可能な知識経験・運用実績を有するかた

ただし、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験方法等

(1) 第1次試験

ア 試験種目等

試験種目	内 容
書類選考	エントリーシートおよびエントリー課題等に基づく書類選考

イ エントリー課題について

「秋田市の魅力発信」をテーマとした15秒～1分程度のショート動画を作成し、提出してください。

※提出方法 エントリーシートの中に、動画を掲載しているHPやSNS等のURL記載欄がありますので、そちらに記載してください。

ウ 第1次試験の結果通知

第1次試験の結果については、令和8年2月中旬に文書で通知します。

(2) 第2次試験

ア 試験日

令和8年2月25日（水）

※集合時間・場所等の詳細は、第1次試験の結果通知の際にお知らせします。

イ 試験方法

試験日第1次試験の合格者について、個別面接試験を行います。

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

6 最終合格発表

第2次試験による最終の合否は、令和8年3月上旬に文書で通知します。

7 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票(スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙)を持参して、人事課に直接お越しください。開示は口頭により行います。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです(土・日・祝日等は受付しておりません。)。

開示請求できるかた	開示内容	開示期間
第1次試験の不合格者	第1次試験の総合評価	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験の受験者	第1次試験の総合評価および第2次試験の総合評価	最終合格発表の日から1か月間

8 採用時期

最終合格者の採用は、令和8年4月1日付けです。

9 勤務条件

(1) 給与等

経歴等を考慮の上、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づき、給料月額・諸手当を決定します。

※給与月額、期末手当および勤勉手当の年間合計額は、450万円から610万円程度となります。そのほか、扶養手当や通勤手当等の諸手当が給与規定により支給されます。

※条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用1年目は15日）の年次有給休暇のほか、療養休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、服忌休暇、夏期休暇、介護休暇等の休暇があります。

(4) 服務

任用期間は、秋田市職員として、地方公務員法の規定が適用されます。